



桑名市生活困窮者自立支援事業計画【案】

～ 概要版 ～



本物力こそ桑名力

平成27年3月

も く じ

	概要版	事業計画（案）
全国的な背景と経緯	1	2
桑名市の基礎調査の実施	2	13
計画の体系	3	20
生活困窮者主体の支援を提供	4	21
生活困窮者を地域で支える仕組みづくり	5	22
主管部局の設定	5	24
相談窓口の設置	5	24
官民連携した支援体制	5	28
計画の管理体制	6	30

全国的な背景と経緯

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、平成16年度と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他世帯」の割合が大きく増加しています。

1-1 図表 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

平成16年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害 者 世帯	その他の 世帯
世帯数	997,149	465,680	87,478	349,843	94,148
構成割合 (%)	100.0	46.7	8.8	35.1	9.4

資料：厚生労働省福祉行政報告例（平成16年度）

平成26年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害 者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,601,380	757,118	108,299	454,982	280,981
構成割合 (%)	100.0	47.3	6.8	28.4	17.5

資料：厚生労働省被保護者調査（平成26年8月概数）



桑名市の基礎調査の実施

全国的な背景などを踏まえ、増加傾向にある生活保護人員数などの桑名市基礎調査を実施しました。

2-8 図表 生活保護の人員数と世帯数



2-10 図表 生活保護受給者の世帯分類

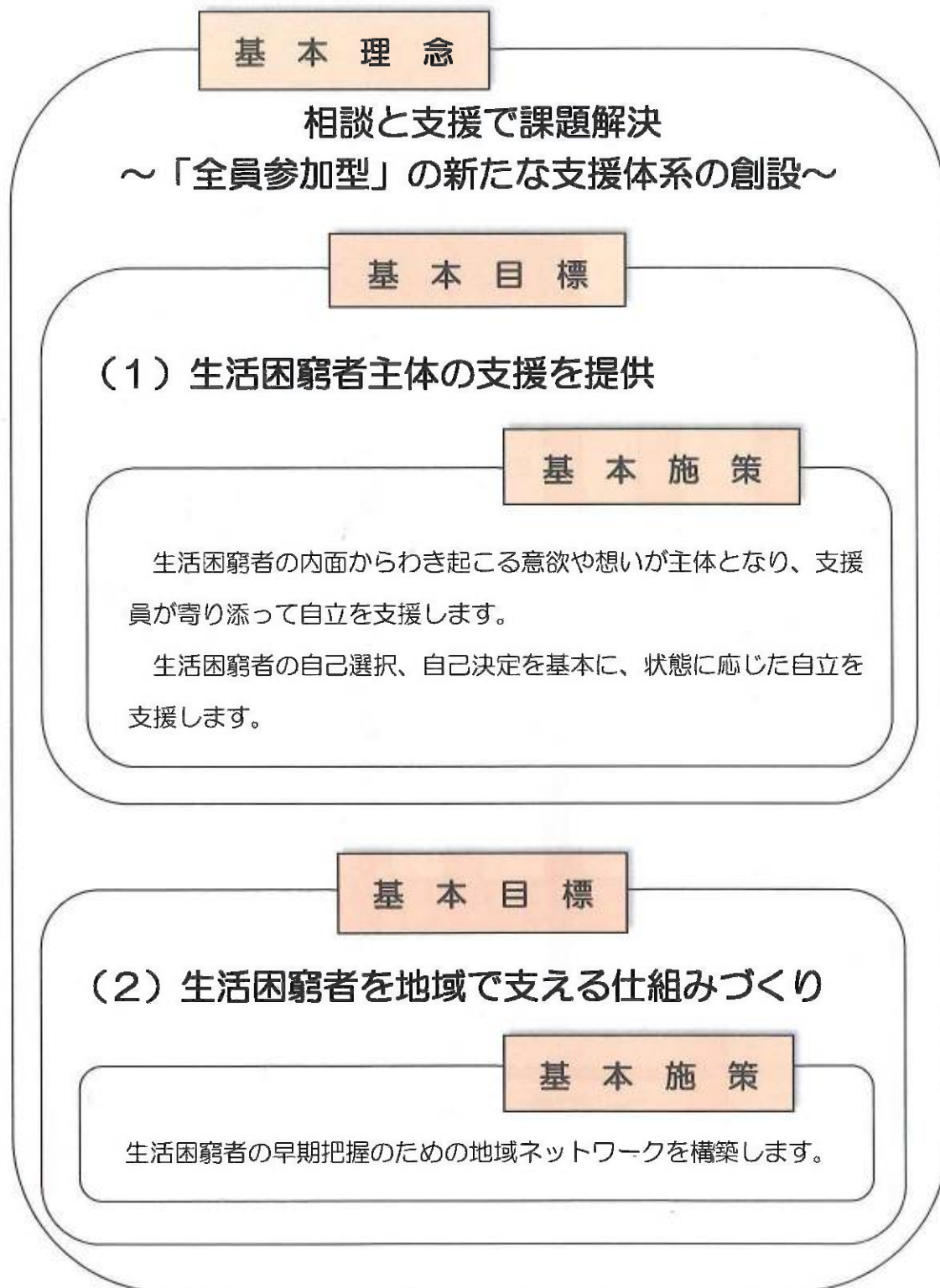


生活保護世帯の分類では、全国同様に高齢者世帯が4割を超過する一方、治療が必要とされる障害者世帯や傷病者世帯を除くと、平成25年度のその他の世帯の123世帯は全体の16.4%となり、全国的な割合とほぼ同様でした。

計画の体系

この制度の目指す目標は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」となっていますので、これらを踏まえ、桑名市の基本理念などを次のとおりとしました。

3-2 図表 計画の体系

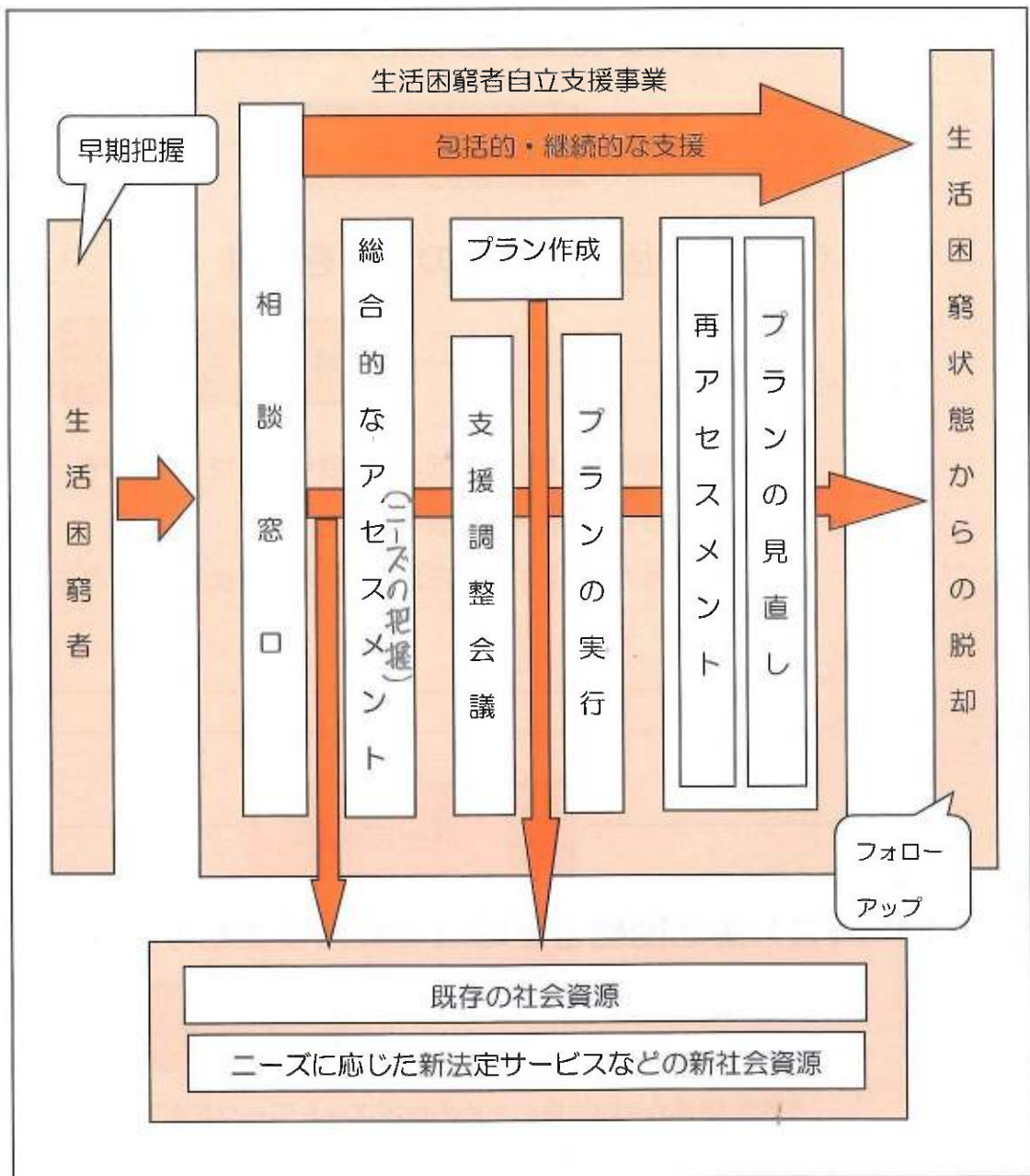


生活困窮者主体の支援を提供

生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握します。

その後、把握したニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、プランを作成し、これに沿って相談支援員等が生活困窮者とともに、生活困窮状態からの脱却をめざします。

3-3 図表 自立支援事業



生活困窮者を地域で支える仕組みづくり

対象者が自らの声をあげることが不得手な場合も考えられますから、民生委員を始めとして、ボランティアなど地域の住民や組織、団体の方々とともに、対象者の早期把握や見守りなどの支援のために、地域の社会資源を活用し、自立支援にも対応可能な地域ネットワークを構築していきます。

このネットワークの構築が、地域で支える仕組みとなり、この事業へ効果的につながるよう努めます。

主管部局の設定

生活保護の相談のために来庁した方へ、生活困窮者自立支援制度の周知することが、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることに最も期待できるため、生活保護業務を所管する福祉総務課生活支援室を主管部局としました。
(生活困窮者自立支援法H27年4月1日～)

主管部局は、平成27年1月からの生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施して、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行の円滑化をめざします。

相談窓口の設置

事業実施に伴って、新しく相談窓口を市役所内に設け、直接来庁はもちろんのこと、電話などにより相談を受け付けます。

これにより、既存の各種制度や支援の早期提供が期待できますが、内容によっては直接現地へ出向いて相談を受ける出張相談も実施します。

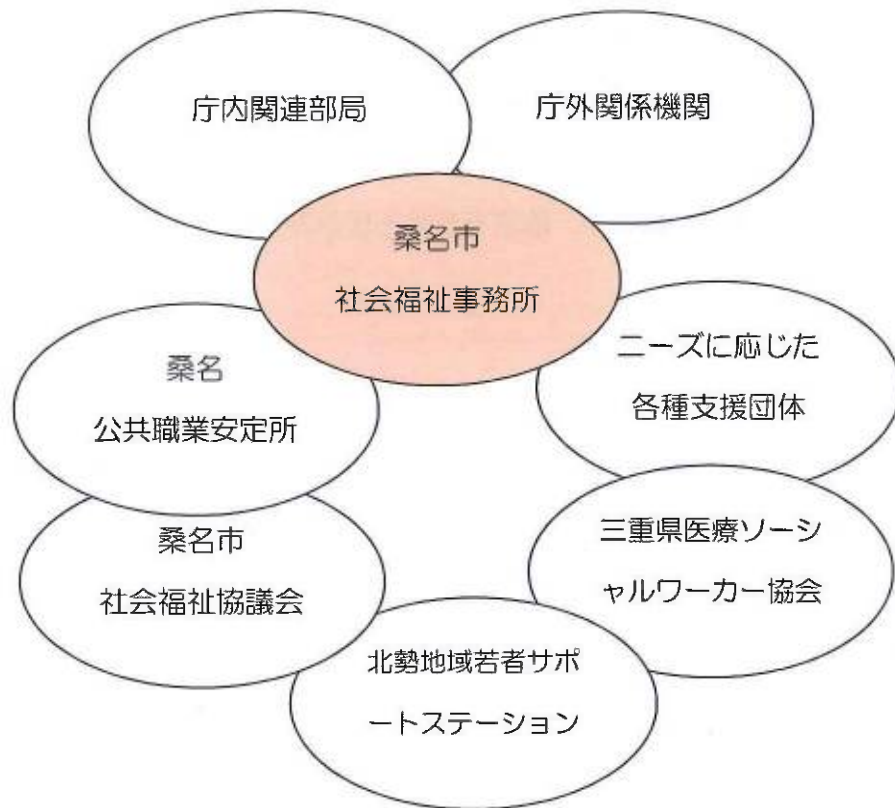
官民連携した支援体制

この事業では、既存の各種制度や支援を上手に活用して、包括的な支援を提供することも必要なため、主管部局、桑名公共職業安定所及び桑名市社会福祉協議会の3者は特に緊密に連携する体制を構築します。

このほか、北勢地域若者サポートステーション、三重県医療ソーシャルワーカー協会等、多岐にわたる関係機関との連携体制を構築していきます。
(事務局: 四日市市)

さらに、民生委員児童委員のほかボランティアといったインフォーマル部門なども、生活困窮者の発見や見守りには重要であることから、ネットワーク拡充に努めます。

4-3 図表 計画の推進のイメージ図



計画の管理体制

この事業の推進にあたっては、事業内容などについて、対象者アンケートや市内関連部局や市外関係機関から意見を求めます。

これらを基に生活困窮者自立支援事業運営推進協議会を開催し、この計画の基本理念、基本目標及び基本施策の推進にもとづく協議などを行うことにより、計画管理につなげます。

これにより実効性と信頼性のある「全員参加型」の計画としていきます。